

障害福祉の職場で働くことに興味のある方へ ワークショップ、疑似体験などを開催

「楽しく知ろう！障害のある方の日常！体験しよう！アール・ブリュット！」をテーマに開催します(手話通訳あり/申込不要)。

◇期日 3月3日(日)

◇場所 あいぽっく

◇内容・時間

*障害のある方、障害福祉の職場で働く方からのメッセージ=午後1時5分～1時50分

*アール・ブリュットのお話、ワークショップ=午後

2時～3時

*障害の疑似体験・支援体験=午後3時～4時25分
☆詳しくは、障害福祉係へ。

アール・ブリュットとは、伝統や流行、教育などに左右されず制作された独自の表現・作品のことです



ちかっぱー

創業セミナーの参加者を募集

●福生・昭島創業セミナー「創業にまつわるおカネの話」

昭島市、福生市、昭島市商工会、福生市商工会からなる協議会が開催します。創業時の資金調達や補助金制度などについて学びます。

◇日時 2月19日(月)の午後6時30分～8時30分

◇場所 アキシマエンス校舎棟

◇対象 創業を検討している方、創業後間もない方

◇定員 15人(申込順)

◇申し込み 2月1日～18日に市ホームページ内専用フォーム、または、福生・昭島地域の未来をつなぐ協議会事務局(福生市シティセールス推進課内) ☎042-551-1699で

☆詳しくは、昭島市産業振興係へ。



●創業支援セミナー「SNS活用術」

◇日時・テーマ

*3月7日(木)=入門編(多くの方ができてしまっている失敗事例5選を解説)

*3月14日(木)=実践編(SNSフォロワー0人から1万人までのロードマップ)

※いずれも時間は、午後7時～8時30分です。

◇場所 アキシマエンス校舎棟

◇対象 創業を検討している方、創業した方

◇定員 各25人(申込順)

☆申し込みは、2月2日～3月4日に市ホームページ内専用フォーム、または、産業振興係で。



市・都民税、所得税の申告をする方へ

●高齢者の障害者控除対象者認定書を発行します

次の認定要件のすべてに該当する65歳以上の方に、市・都民税、所得税の申告に必要な障害者控除対象者認定書を発行します。

◇認定要件

*障害者手帳を持っていない(お持ちの方は申告時に手帳の提示により控除可)

*介護保険の要介護1～5の認定を受けている

*市の障害者控除対象者認定基準に該当する(事前に介護福祉課認定係に問い合わせを)

◇申請 介護保険証を持って市役所介護福祉課へ

*代理人の方は、本人確認できる書類、対象となる方の介護保険証をお持ちください。

☆詳しくは、介護福祉課認定係へ。

●国民年金保険料は社会保険料控除の対象です

昨年1月～12月に納めた国民年金保険料と国民年金基金の掛金は、市・都民税や所得税申告のとき、社会保険料控除の対象となります。

申告には、昨年11月に日本年金機構から送付された「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を添付してください。控

除証明書に記載された月分以外にも納付した場合や、家族の分を納付した場合は、その領収証書も添付してください。

また、昨年10月1日～12月31

日に、昨年中初めて国民年金保険料を納付した方には、2月上旬に日本年金機構から控除証明書を送付します。

☆国民年金について詳しくは、控除証明書専用ダイヤル ☎0570-003-004、または、立川年金事務所 ☎042-523-0352へ。

☆国民年金基金について詳しくは、全国国民年金基金首都圏支部 ☎0120-65-4192へ。